

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 令和元年8月7日 13時30分ごろ |
| 発生場所 | 大阪府岬町 ^{ふしけ} 深日港 深日港東防波堤灯台から真方位293° 1,900m付近 (概位 北緯34° 19.7′ 東経135° 07.4′) |
| 事故の概要 | プレジャーボートルーニーⅡは、航行中、定置網に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 令和元年8月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | プレジャーボート ルーニーⅡ、3.4トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 250-55076大阪、株式会社ルーニー |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 本船 舵板に曲損等 定置網 ロープに擦過傷 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、約10ノットの対地速力で南西進中、船長が付近に定置網があることを知っていたが、風浪に向かって航行し、操舵室への波しぶきと波浪で定置網を示すブイに気付くのが遅れ、定置網に乗り揚げた。 |
| 分析 | 本船は、風力4の南西風及び波高約0.5mの波がある状況下、風浪に向かって航行中、船長が、船位を確認しないまま定置網に接近して航行したことから、波しぶきと波浪で定置網を示すブイに気付くのが遅れて定置網に乗り揚げたものと推定される。 |
| 原因 | 本事故は、本船が風力4の南西風及び波高約0.5mの波がある状況下、風浪に向かって航行中、船長が、船位を確認しないまま定置網に接近して航行したため、波しぶきと波浪で定置網を示すブイに気付くのが遅れて定置網に乗り揚げたものと推定される。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・波浪がある場合には、ブイなどの発見が遅れることがあるので、GPSプロッターなどで船位を確認し、定置網を十分離して航行すること。 |